

# 日本ジョイフル・ソフトボール連盟

## 会 則

### 第1章 名称及び事務所

第 1 条 この団体は、日本ジョイフル・ソフトボール連盟(以下「本連盟」という)と称し、略称を J S F とする。

第 2 条 本連盟の事務所は、会長指定の場所に置く。

### 第2章 目的・組織及び事業

第 3 条 本連盟は、ジョイフル・スローピッチ・ソフトボール競技の普及振興を図り、ソフトボール全般の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本連盟は、加盟チーム及び本連盟の目的に賛同する者をもって組織する。

第 5 条 本連盟は、第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 全国大会の主催
- (2) 地区、都道府県及び市区町村大会等の主催、後援及び協賛等
- (3) 普及・広報等に関する事業
- (4) 総会において必要と認めた事業

### 第3章 役員

第 6 条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2 名

2 役員は、任期は、2年とし、役員改選の翌日から次期改選の日までとする。

第 7 条 会長、副会長、理事長、副理事長及び監事は総会で選任する。

- 2 会長は、本連盟を代表して会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、担当地区の会務を統括する。会長事故あるときは、その職を代行する。

第 8 条 理事は、都道府県ソフトボール協会が推薦した者及び会長が推薦した者とする。

- 2 理事は、所属地区・都道府県の会務及び所属委員会の所管業務を担当する。
- 3 都道府県ソフトボール協会会長推薦理事の数は、各都道府県1名とする。

第 9 条 理事長は理事会を代表して会務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

- 第 10 条 監事は、事業及び会計を監査する。
- 2 監事は本連盟の会議に出席し意見を述べることができる。
- 第 11 条 本連盟の会務を処理するため事務局を設け、常任役員会で選出する事務局長、事務局次長及び出納責任者等をおく。
- 2 事務局長、事務局次長及び出納責任者は、本連盟の会議に出席し報告・説明等を行うものとする。
- 第 12 条 事務局長は事務局業務を統括し、事務局次長は事務局長を補佐する。
- 第 13 条 出納責任者は本連盟に属する現金の出納を担当する。

#### 第 4 章 委員会

- 第 14 条 本連盟の委員会は次のとおりとし、委員は理事の中より選考する。
- (1) 総務委員会
  - (2) 財務委員会
  - (3) 審判・ルール・記録委員会
  - (4) 女性委員会
  - (5) 企画委員会
  - (6) 広報委員会
  - (7) 国際委員会
- 2 委員会には、委員長・副委員長をおく。
- 3 本連盟に特別委員会を設置することができる。

#### 第 5 章 会 議

- 第 15 条 本連盟の会議は、総会、理事会、常任役員会とする。
- 2 本連盟の会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 本連盟の運営及び事業実施等に関する事項を協議するため、チーム代表者会議を開催することができる。
- 第 16 条 総会は、第 6 条に定める役員が出席し、年 1 回開催する。必要に応じ臨時総会を開催することができる。総会は会長が招集し、議長となる。
- 2 総会は、事業計画、予算、決算、その他重要事項を審議し、議決する。
- 第 17 条 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、理事長が議長となる。
- 2 理事会は提案事項を審議する。
- 第 18 条 常任役員会は、会長・理事長・副理事長及び会長が推薦する者（3 名以内）で構成し、事業計画変更、予算補正及び緊急を要する重要事項について議決する。
- 2 常任役員会は、会長が招集し議長となる。必要がある時は委員長の出席を求める。

#### 第 6 章 収入支出予算

- 第 19 条 本連盟の経費は、会費、加盟料及び事業収入等をもって充てる。

2 本連盟の収入支出は、予算書又は補正予算書に基づき執行する。

第 20 条 本連盟の年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

#### 第7章 名誉会長・顧問・参与

第 21 条 本連盟に、名誉会長、顧問、参与をおくことができる。任期は2年とし常任役員会の推挙を受け会長が委嘱する。

#### 第8章 その他

第 22 条 本会則に定めのない事項については、別に定める施行細則及び諸規程によるものとする。

付則 第20条の年度期間変更に伴う特別措置として、平成23年度は平成23年4月1日から平成23年12月31日までの9か月間とする。

施行	平成17年	3月25日
	平成18年	3月25日一部改正
	平成20年	1月26日一部改正
	平成21年	2月21日一部改正
	平成22年	2月20日一部改正
	平成24年	2月23日一部改正
	平成26年	2月20日一部改正